

報道関係各位

消防職員の懲戒処分について

令和6年11月14日付けで本市消防職員に対して下記のとおり懲戒処分を行いましたので公表指針に基づき公表します。

被処分者は、令和6年8月14日（水）16時10分頃、和歌山市つつじが丘の一般道において自家用車を運転中50km速度超過の道路交通法違反にて検挙され、令和6年9月26日付で1年間の運転免許取消しの行政処分を受けたことが判明しました。
この行為は、地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）に違反するものであり、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定により懲戒処分とするものであります。

1. 被処分者 消防士 19歳 男性
2. 処分内容 戒告
3. 管理監督者の処分 消防署長 文書厳重注意
4. 処分年月日 令和6年11月14日

----- この件に関するお問合わせ先 -----

〒649-0304 和歌山県有田市箕島47
有田市消防本部 消防総務課
担当：鎌田
TEL：0737-83-3119 FAX：0737-82-2513
Email：shobo@city.arida.lg.jp

有田市消防長 コメント

お詫び

この度、本市消防職員が、一般道において自家用車を運転中 50km 速度超過の道路交通法違反にて検挙され免許取消しの行政処分を受けたことが判明しました。

これは、公務外とはいえ、公務員として決してあってはならない行為であり、消防組織全体の信用を失墜する行為であります。

再発防止に向け、法令の遵守、服務規律の確保についての取組みを強化し、全体の奉仕者であることを自覚して地域の皆様の信頼回復に努めてまいります。

令和 6 年 11 月 14 日

有田市消防長 鎌田 利宏